2010 (平成 22) 年度 川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査

報告書

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

目 次

I	調	査概要・・・・・・ 1 ページ
П	調	査結果(まとめ)・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
Ш	課	題及び今後の改善策・・・・・・・・・・・・ 8ページ
	集	計データ
	1	審議会等委員への女性の参加状況 [年度別] ・・・・・・・・1 1ページ
	2	審議会等委員への女性の参加状況 [局(室)区別]・・・・・・・1 2ページ
	3	審議会等委員への女性の参加状況 [地方自治法根拠別]・・・13ページ
	4	審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別] ・・・・・・・1 4ページ
	5	各局(室)区における女性委員の参加比率分布・・・・・・・29ページ
	6	女性のいない審議会等 集計・・・・・・・・・・・・・・・30ページ
		調査資料
		川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱・・・・・・・ 1ページ
		調査の実施に伴う留意事項・・・・・・・・・・・ 4ページ
		川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票(様式 1)・・・ 5ページ
		女性のいない審議会等の参加促進計画(様式2)・・・・・・・ 6ページ

2010(平成 22)年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

I 調査概要

<本調査の目的>

男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の実現には、政策決定過程や様々な方針等の決定の場への女性の参画が欠かせない。国は、2005(平成17)年に決定した男女共同参画基本計画(第2次)の中で、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標を明記し、審議会等における女性委員の登用等に関する一定の目標と達成までの期間の目安を示して取組を進めている。

本市の取組としては、女性の参画促進に向けた審議会等委員の選任にあたり、審議会等を所管する各局(室)区の長と市民・こども局長の間で事前に協議を行うものとしている(以下「事前協議」という。)。

また、1990(平成 2)年に施行した「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」(以下「参加促進要綱」という。)第6条に基づき、「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」(以下「調査」という。)を毎年実施している。

この調査は、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する一環として川崎市の審議会等 委員への女性の参加を促進するために、参加促進要綱第3条に規定されている参加比率*1の 達成状況を定期的に把握することを主たる目的としている。

<調査内容>

- (1) 「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票」(様式1)
 - ① 審議会等の名称及び所管課
 - ② 根拠法令等
 - ③ 地方自治法による根拠
 - ④ 会長及び副会長の性別及び人数*2
 - ⑤ 定 数
 - ⑥ 現 員

- ⑦ 女性委員の現員及び割合
- ⑧ 公募委員の現員及び女性委員数
- ⑨ 委員の任期
- ⑩ 再任の取扱い
- ⑪ 特記事項 (解消の有無等)
- ② 委員選任時における男女比への配慮度
- (2)「女性のいない審議会等の参加促進計画」(様式2)*3
 - ① 審議会等の名称及び所管課
- ③ 女性のいない理由

② 委員の任期

④ 女性の参加促進計画

1

^{*1} 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が 2013 (平成 25) 年度までに、35 パーセントとなるようめざすことを目標とする (第3条)。

^{*2} 審議会等の会長及び副会長の女性比率を把握するため、2007(平成19)年度から調査項目として設定した。

^{*3} 女性委員のいない審議会等を対象としている。

<調査設計>

- (1) 調査対象 全局(室)区
- (2) 調査期間 2010 (平成22) 年6月14日(月)~7月23日(金)
- (3) 調査基準日 女性比率については、2010(平成22)年6月1日現在 会長及び副会長の女性比率については2009(平成21)年及び2010(平成22) 年6月1日現在

<調査区分>

本調査の対象となる審議会等は表1のとおりとし、地方自治法(以下「地自法」という。)の根拠等に基づき審議会等の区分を次のAからDに分類している。

表1 対象となる審議会等の調査区分

区分A	地自法第 202 条の 3 に基づき設置された審議会等 (地自法第 202 条の 3) 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。 【2010 (平成 22)年 3 月現在で上記審議会のうち、内閣府男女共同参画局が把握した審議会等】 (1) 市町村防災会議 (8) 損害評価会 (15) 市町村国民保護協議会 (2) 民生委員推薦会 (9) 地方港湾審議会 (16) 地方独立行政法人評価委員会 (3) 国民健康保険運営協議会 (10) 土地区画整理審議会 (17) 感染症審査協議会 (4) 地方社会福祉審議会 (11) 建築審査会 (18) 市町村都市計画審議会 (5) 土地利用審査会 (12) 開発審査会 (19) 市街地再開発審査会 (6) 地方障害者施策推進協議会 (13) 介護認定審査会 (20) 障害程度区分認定審査会 (7) 公害健康被害認定審査会 (14) 精神医療審査会											
区分B	地自法第 138 条の 4 第 3 項に基づき設置された審議会等 (地自法第 138 条の 4 第 3 項) 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機 関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調 査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。											
区分C	地自法第 174 条に基づき設置された審議会等 (地自法第 174 条) 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。											
区分D	<u>その他要綱等に基づき設置された審議会等</u>											

なお、次に掲げる要件を満たす審議会等は除外対象としている。

- (1) 議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とするもの
- (2) 関係行政機関を含む行政職員のみで構成されるもの
- (3) 委員、相談員あるいは指導員間の連絡調整のために設置されるもの
- (4) 各種事業委託の委託団体として設置されるもの及びその委託団体により設置されるもの
- (5) 上部委員会と委員が同一で補助的なもの
- (6) 啓発事業や行事の実施団体として設置されるもの
- (7) 調査基準日(毎年6月1日現在)において審議会等が①未設置のもの、②休止中のもの、③審議会等が実在するが実際に委員が選任されていない状況にあるもの
- (8) その他、協議の結果、調査の対象外とみなされたもの

Ⅱ 調査結果(まとめ)

2010 (平成22) 年6月1日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況について調査を行った結果は、次のとおりである。なお、比率については、審議会等の委員総数を100.0%として算出し、小数点第2位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が100.0%にならない場合がある。

Ⅱ-1. 女性の参加比率について

◆ 女性の参加比率は29.0%、前年度比0.1ポイント増

- 川崎市の審議会等の委員総数 3, 191 人のうち、女性は 925 人、男性は 2, 266 人で、女性の 参加比率は 29.0%である。
- 前年度と比較すると、0.1ポイント増となった。

2010 (平成 22) 年度 2009 (平成 21) 年度 2008 (平成 20) 年度 女 性 925 人 29.0% 895 人 28.9% 857 人 27.9% 2,210人 男性 2,266 人 71.0% 2,205人 71.1% 72.1% 3,100人 総数 3,191人 100.0% 100.0% 3,067人 100.0%

表 2 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率 (男女別)

(調査時点はともに6月1日現在)

◆ 女性の参加比率 35%以上は 78、35%未満は 143

- 審議会等の総数 221 のうち、女性の参加比率が 35%以上のものは 78 (35.3%)、35%未満のものは 143 (64.7%) である。
- 前年度と比較すると、女性の参加比率が35%以上のものは1(1.6 ポイント)の減少である。

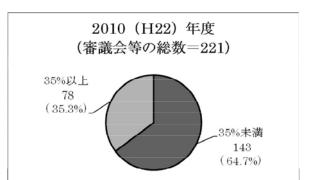
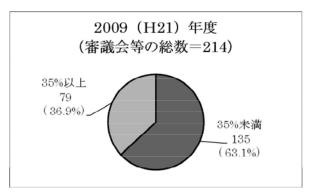


図1 女性委員の参加比率の目標値35%の達成状況



◆ 局(室)区別の審議会等への女性の参加比率は、宮前区役所が最も高く 46.6%

- 局(室)区別の女性の参加比率は、宮前区役所が最も高く(46.6%)、続いて幸区役所(44.3%)、 中原区役所(37.8%)が高くなっている。
- 区役所においては、市民活動団体やボランティア・グループ等への女性の参加が高く、審 議会等委員の参画においてもそれが反映されて、全般的に女性の参加比率が高くなっている。
- なお、2009(平成 21)年 6 月 1 日現在と比べ、女性の参加比率が 1 ポイント以上増加した局区は 7 である。

表3 女性の参加比率 (参加比率の高い順)

局(室)区名	2010(平成 22)年 参加比率 (A)	2009(平成 21)年 参加比率 (B)	参加比率の増減 (A - B)
宮前区役所	46.6%	37. 2%	9.4%
幸区役所	44.3%	33.7%	10.6%
中原区役所	37.8%	37.5%	0.3%
高津区役所	37.0%	29.9%	7.1%
川崎区役所	35.6%	43.9%	△ 8.3%
教育委員会	35.0%	33.9%	1.1%
多摩区役所	34.3%	36.8%	△ 2.5%
市民・こども局	33.4%	40.2%	△ 6.8%
上下水道局	33.3%	38.5%	△ 5.2%
麻生区役所	32.7%	38.0%	△ 5.3%
健康福祉局	28.4%	28.9%	△ 0.5%
財政局	27.8%	33.3%	△ 5.5%
まちづくり局	26.3%	25.6%	0.7%
交通局	25.8%	30.8%	△ 5.0%
総合企画局	24.4%	21.9%	2.5%
環境局	23.5%	22.4%	1.1%
選挙管理委員会	18.8%	12.5%	6.3%
経済労働局	17.3%	18.9%	△ 1.6%
建設緑政局	15.8%	38.1%	△ 22.3%
病院局	13.3%	13.3%	0%
総務局	9.6%	11.6%	△ 2.0%
港湾局	7.7%	7.7%	0%
消防局	4.5%	8.2%	△ 3.7%
全局(室)区	29.0%	28.9%	0.1%

- ◆ 委員が男女ほぼ同数*4で構成されている審議会等は、34 (15.4%)
- 審議会等の総数 221 のうち、審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等は 次の 34 (15.4%) である。
- 前年度と比較すると、審議会等の数は3増加し、比率としては0.9ポイントの増加である。

表 4 審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等

纷 数尺(1)	ま+ づノリ目 (A)							
総務局(1)	まちづくり局(4)							
● 川崎市公務災害補償等審査会	● 川崎市建築審査会							
財政局 (3)	→ 川崎市開発審査会							
対政局(3)	● 川崎市都市景観審議会							
● 川崎市政府調達苦情検討委員会	● 川崎市住宅政策審議会							
● 川崎市入札監視委員会	川崎区(1)							
● 川崎市不動産評価専門委員	● 川崎区健康づくり推進会議							
市民・こども局(7)	幸区役所(1)							
 ● 川崎市外国人市民代表者会議	● 川崎市幸市民館運営審議会							
かわさき人権啓発推進協議会	中原区役所(2)							
■ 川崎市子どもの権利委員会	◆ 中原区民生委員推薦区会							
● 川崎市男女平等推進審議会	● 中原区健康づくり推進会議							
● 平和推進補助事業選定委員会	高津区役所(1)							
保育所設置・運営法人選考委員会								
● 川崎市保育園在園児等健康管理委員会	● 高津区協働推進事業協働事業提案・外部評価 団体選考委員会							
経済労働局(1)	宮前区役所(4)							
■ 川崎市食の安全確保対策協議会	● 宮前区区民会議							
	● 宮前区民生委員推薦句会							
健康福祉局 (5)	● 宮前区保健福祉のまちづくり推進会議							
	● 有馬野川生涯学習支援施設運営協議会							
	麻生区役所(1)							
● 川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会								
● 川崎市医療安全相談センター運営協議会	● 麻生区地域包括支援センター運営協議会							
	● 麻生区地域包括支援センター運営協議会 教育委員会 (3)							
● 川崎市医療安全相談センター運営協議会	教育委員会(3)							
川崎市医療安全相談センター運営協議会川崎市生活保護適正実施検討委員会	教育委員会 (3) ● 川崎市立図書館協議会							
川崎市医療安全相談センター運営協議会川崎市生活保護適正実施検討委員会川崎市食育推進会議	教育委員会 (3) ● 川崎市立図書館協議会● 教育文化会館及び市民館大ホールの優先申							
川崎市医療安全相談センター運営協議会川崎市生活保護適正実施検討委員会川崎市食育推進会議	教育委員会 (3) ● 川崎市立図書館協議会							

^{*4} 参加促進要綱第3条では、審議会等の委員を「男女ほぼ同数で構成すること」を最終目標としている。したがって、前年度に引き続き、委員総数(現員)が偶数の場合は男女の委員数が半数であること、奇数の場合は男女の委員数の差が1人である審議会等を「ほぼ同数」とした。

Ⅱ-2. 女性委員のいない審議会等について

◆ 女性委員のいない審議会等*5の数は17(7.7%)

- 女性委員のいない審議会等の数は、審議会等の総数 221 のうち 17 であり、全体の 7.7%である。
- 前年度と比較すると、審議会等の数は3増加、比率としては1.2ポイントの増加である。

表 5 女性委員のいない審議会等(局(室)区別)

[]内は審議会等の区分(p.2<表1 調査区分>参照)

総務局 (3)	健康福祉局(4)
川崎市防災対策検討委員会 [D]川崎市防災協力連絡会 [D]川崎市専門委員(法規担当) [C]	● 富士見公園環境改善連絡協議会 [D] ● 川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会 [D]
総合企画局 (1) ● 等々力緑地再編整備検討委員会 [D]	● 川崎市救急医療情報システム運営委員会 [D] ● 川崎市小児救急医療連絡協議会 [D]
経済労働局(2)	幸区役所(1)
● 川崎市立労働会館運営委員会 [B] ● 川崎市中央卸売市場取引委員会 [B]	● 幸区提案型協働推進事業審査委員会 [D]
環境局 (1)	上下水道局(1)
● 川崎市廃棄物処理施設専門家会議 [B]	● 江川1号雨水幹線その2工事に伴う道路陥没事故 対策委員会 [D]
まちづくり局 (2)	消防局 (2)
● 川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会 [A] ● 川崎市耐震改修構造判定検討委員会 [D]	● 川崎市危険物保安審議会 [D] ● 川崎市救急業務検討委員会 [D]

◆ 女性のいない理由として「あて職」や専門家·役職者に女性が少ないことが挙げられる

- 女性委員のいない 17 の審議会等を調査区分 (P2 表 1 参照) ごとにみると、区分 A が 1 (5.9%)、区分 B が 3 (17.6%)、区分 C が 1 (5.9%)、区分 D が 12 (70.6%) である。
- 女性の参加が進まない理由としては、要綱等において職務が規定されていること (いわゆる「あて職」の問題) が挙げられる。

^{*5}第2期川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)において、2013(平成25)年度までの目標として女性委員のいない審議会をなくすとしている。

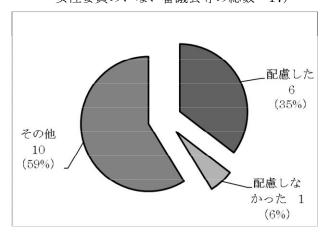
● また、必要とする学識経験者の専門分野、参加 を依頼する関係団体の役職者、市の管理職に女性 が少ないことも挙げられる (P30「6 女性のいない 審議会等 集計」参照)。

表 6 女性のいない審議会等 (根拠法別、総数=17)

	11 hrs/20 11/
区分A	1 (5.9%)
区分B	3 (17.6%)
区分C	1 (5.9%)
	12 (70.6%)

● 女性のいない審議会等のうち、委員選任 時に所管課として男女比に「配慮した」審 議会等は 6 (35.3%)、「配慮しなかった」 審議会等は 1 (5.9%)、「その他」と回答し た審議会等は 10 (58.8%) である*6。

図2 委員選任時における男女比への配慮女性委員のいない審議会等の総数=17)



^{*6 2004(}平成 16)年度から委員選任時における男女比への配慮状況を「配慮した」「配慮しなかった」「その他」の3択で調査している。国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり、専門分野や管理職級に女性がいない等、所管課の取組みだけでは参加を促進できない場合は「その他」を選択していただくこととしている。

Ⅲ 課題及び今後の改善策

【課題】

本市は第2期川崎市男女平等推進行動計画(以下、行動計画という。)において、さまざまな分野の政策・方針決定過程における女性の参画促進に向けた取組を進めている。審議会等への女性の参画についても参加促進要綱および行動計画で、2013(平成25)年度までに女性委員比率が35%となるよう目指している。

今年度の女性委員比率は29.0%と前年度の28.9%に比べて0.1ポイント増加して初めての29% 台となり増加傾向にはあるが、依然として30%に満たない状況となっている。

要因としては、

- ①女性委員比率 35%の目標を達成した審議会等が 78 (全審議会等の数 221 の 35.3%) と、前年よりも1減ったこと。
- ②女性委員比率 20%未満の審議会等は 66 (全審議会等の数 221 の 29.8%) と、前年よりも 2 増えたこと。
- ③特に、女性委員ゼロの審議会等は 17(全審議会等の数 221 の 7.7%) と、前年よりも 3 増えたこと。

の3つがあげられる。

女性の参加が進まない理由としては、あて職や専門分野に女性が少ないこと等により、結果と して女性委員を選任できないという回答がほとんどであった。

今年度の調査結果を踏まえ、まずはあらゆる分野における女性委員の参加比率を増やすための 取組の充実や、特に女性委員のいない、もしくは極端に少ない審議会等においては、重点的に女 性の参画推進のための取組を進める必要があることから、今後も各局(室)区と協議し、次のよ うなさまざまな方策を講じていく。

【今後の改善策】

1 事前協議制のさらなる充実

審議会等の委員への女性の参加を促進するため、参加促進要綱第5条において事前協議を行うこととしている。事前協議とは、審議会等を所管する局長等と市民・こども局長との間で行う審議会等の委員への女性の参加促進に向けた協議で、2005(平成17)年から事前協議書を委員の委嘱伺いの添付資料にしたことにより、事前協議書の提出数は増加した。しかし、女性委員の参加比率向上に直接結びつかない現状があることから、審議会等の所管局との効果的な協議に努める。特に現状において女性がいない場合、女性委員ゼロの解消(最低1名)を設定するよう働きかける。

他方、事前協議を行う時期については、協議を「委員が確定する前に」行うこととしているが、 協議時期の問題等により具体的な事前協議が困難になるケースが多々見受けられる。今後も審 議会等の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、関係部局と調整の上、 協議時期を含め、より実効性のある仕組みとなるよう検討していく。

2 女性の参加促進に係る趣旨の周知徹底

(1) 男女平等関する職員意識の向上

審議会等は市民の意見を的確に反映できるような委員構成である必要がある。そのためには、市民の半分を占める女性が委員として参加する割合をさらに向上させ、男女の人数をなるべく均等にさせることが望ましい。専門的知識・技術を有する女性の発掘・育成、幅広い専門分野からの女性の登用、受益者・消費者という立場からの女性の登用、公募における女性の積極的な選考などによって、女性委員の割合を高めるよう、イントラネットや各局(室)区に設置した「川崎市男女共同参画推進員」を通じて定期的な周知を図る。

特に、各審議会等を所管する担当職員自身が男女共同参画社会の実現に向けての意識と意欲を持つことが求められる。事前協議を通じて、個々の審議会等の性格に配慮したきめ細かな対応により、職員意識の向上に努めていく。また、参加促進についての具体的な手法を入手できるよう、積極的改善措置(ポジティブアクション)の取組を含む好事例を収集してイントラネット等で事例集を広報していくなど、主体的な取組については評価して、推進体制の整備に努める。

(2) 参加を依頼する団体等への協力依頼

審議会等の委員選任について団体あて推薦依頼をする場合、要綱等に規定される「……機関の代表者」という表現に基づき、役職者やそれに準ずる者が委員として選ばれる傾向があり、女性委員の占める割合が依然として低い状況が続いている。このため、推薦を依頼する団体等に対して審議会等委員への女性の参加促進の重要性や本市参加促進要綱の趣旨を伝えて、引き続き委員の推薦に当たって格段の協力を要請するとともに、関連事項として女性の能力発揮がそれぞれの団体・組織・業界や地域の活性化に不可欠という認識の醸成を図る女性の人材育成に係る取組等の協力を求めていく。

3 職務指定の職域拡大

女性の参加比率が低い審議会等のうち、職務指定の規定(いわゆる「あて職」)や職務指定の 慣例が女性の参加を困難にしている状況がある。条例や要綱等に職務指定の規定がある審議会 等については、所管局(室)区に対して男女共同参画推進の重要性から各審議会等の性格や状況 を踏まえ職務指定の必要性について検討し、可能なものについては「……機関の代表者」や「… …の長」等の規定の緩和・廃止、委員定数に占める職務指定者割合の縮小、公募委員等の職務 指定者以外の参加枠の設置等、女性の参加比率向上に向け、柔軟な対応を図るよう協力を求め ていく。

また、条例や要綱による職務指定はないが、慣例的に職務指定の行われている審議会等についても、所管局(室)区に対して事前協議を通じ、公募等を活用し、男女双方からの応募が促進されるよう配慮しつつ、所属や肩書、経験年数にとらわれず、幅広い人材登用に努めるよう

働きかけていく。

4 効果的な人材情報の提供

女性の参加促進を阻む課題として、専門分野や市の管理職級及び委員の推薦を依頼する関係 団体の代表者等に女性の人材が少ないことが、各局(室)区から挙げられている。

国は、さまざまな分野における女性の参画を課題として取り組んでいる中で、2008(平成20)年4月に「女性の参画加速プログラム」を決定して、女性の参画が進んでいない分野(医師・研究者・公務員)に焦点を当てた取組を進めている。本市でも、政策方針決定過程への女性の参画に向け、市民意見を的確に市政に反映できるような人材をさまざまな分野で育成するため、川崎市男女共同参画センターにおいて女性人材の育成を目的とした講座等を進めている。また市民館等でも、人材育成が直接の目的ではないが、その場を通じて間接的に育成に寄与している講座等もあると考えられる。このような専門職及び地域活動等における女性人材の育成が、女性委員の参加促進につながることが期待されている。

しかし、実際に委員の人材発掘を委ねられている各局(室)区の審議会等を所管する課には、 新たに女性人材を必要とする際などに人材情報が乏しい現状となっている。審議会等委員への 女性の参画を促進するためには、人材を求める所管課への女性人材情報の提供が欠かせないと 考えられ、人材情報を円滑に提供するシステムづくりなどの取組を進めていく。

集 計 データ

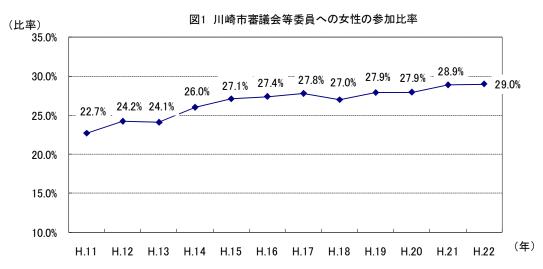
1 審議会等委員への女性の参加状況〔年別〕

毎年6月1日現在

		144 T P Q 1 141 .				毋平0月1日現住
	審議会等の数	女性委員のいない 審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率 (%)
1986(昭和61)年			2,908	355	2,553	12.2%
1987(昭和62)年			2,915	402	2,513	13.8%
1988(昭和63)年	106	50	2,944	396	2,548	13.5%
1989(平成元)年	116	54	3,221	425	2,796	13.2%
1990(平成2)年	129	53	3,389	486	2,903	14.3%
1991(平成3)年	122	40	3,223	527	2,696	16.4%
1992(平成4)年	123	42	3,420	560	2,860	16.4%
1993(平成5)年	201	53	3,373	607	2,766	18.0%
1994(平成6)年	200	46	3,288	587	2,701	17.9%
1995(平成7)年	219	42	3,730	746	2,984	20.0%
1996(平成8)年	243	36	3,990	828	3,162	20.8%
1997(平成9)年	233	36	3,704	841	2,863	22.7%
1998(平成10)年	244	27	3,747	904	2,843	24.1%
1999(平成11)年	217	27	3,104	705	2,399	22.7%
2000(平成12)年	213	25	3,334	808	2,526	24.2%
2001(平成13)年	213	22	3,304	796	2,508	24.1%
2002(平成14)年	214	18	3,254	847	2,407	26.0%
2003(平成15)年	215	22	3,339	905	2,434	27.1%
2004(平成16)年	207	21	3,184	872	2,312	27.4%
2005(平成17)年	188	16	2,892	804	2,088	27.8%
2006(平成18)年	185	18	2,848	769	2,079	27.0%
2007(平成19)年	213	15	3,079	858	2,221	27.9%
2008(平成20)年	214	13	3,067	857	2,210	27.9%
2009(平成21)年	214	14	3,100	895	2,205	28.9%
2010(平成22)年	221	17	3,191	925	2,266	29.0%
* [川崎市宷議仝笠	チ 阜 - の上は	の名言に出	図りませんの左	C 口 1 口 #/c/二		5

^{*「}川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2年6月1日施行。

^{*}平成16年度から審議会等委員における女性比率の目標値が35%に変更となっている。



^{*}平成10年度までは、すべての審議会等を調査対象としていた。平成11年度からは調査対象を要綱等に基づき設置された協議会等に限定し、議会の同意・選挙を委員選任の要件とする等、一定の要件を満たす審議会等を除外した。

2 審議会等委員への女性の参加状況 [局(室)区別]

No.	局(室)区名	審議会等の数と 前年比(ア)	委員数が男女ほぼ同数の 審議会等の数と全審議会 数に占める割合(イ)	女性委員が35%に満たない 審議会等の数と全審議会数 に占める割合(ウ)	(ア)のうち女 性委員のい ない審議会 等の数(エ)	審議会等 委員の総 数(オ)	女性委員数(力)	女性委員の参加比率 と前年比(キ)
1	総務局	9 (△1)	1 (11.1%)	9 (100.0%)	3	178	17	9.6% (\(\Delta \) 2.0)
2	総合企画局	4 (0)	0 (0.0%)	2 (50.0%)	1	41	10	24.4% (2.5)
3	財政局	5 (2)	3 (60.0%)	5 (100.0%)	0	18	5	27.8% (\triangle 5.5)
4	市民・こども局	27 (3)	7 (25.9%)	13 (48.1%)	0	308	103	33.4% (\(\Delta \) 6.8)
5	経済労働局	13 (0)	1 (7.7%)	10 (76.9%)	2	196	34	17.3% (\triangle 1.6)
6	環境局	7 (△ 2)	0 (0.0%)	6 (85.7%)	1	132	31	23.5% (1.1)
7	健康福祉局	46 (1)	5 (10.9%)	37 (80.4%)	4	877	249	28.4% (\triangle 0.5)
8	まちづくり局	10 (0)	4 (40.0%)	6 (60.0%)	2	133	35	26.3% (\triangle 0.7)
9	建設緑政局	2 (\(\Delta \) 1)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0	19	3	15.8% (\(\triangle 22.3 \)
10	港湾局	1 (0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	26	2	7.7% (0)
11	川崎区役所	8 (2)	1 (12.5%)	5 (62.5%)	0	90	32	35.6% (\(\Delta \) 8.3)
12	幸区役所	9 (1)	1 (11.1%)	5 (55.6%)	1	97	43	44.3% (10.6)
13	中原区役所	8 (1)	2 (25.0%)	3 (37.5%)	0	98	37	37.8% (0.3)
14	高津区役所	10 (3)	1 (10.0%)	5 (50.0%)	0	119	44	37.0% (7.1)
15	宮前区役所	9 (3)	4 (44.4%)	1 (11.1%)	0	103	48	46.6% (9.4)
16	多摩区役所	9 (2)	0 (0.0%)	6 (66.7%)	0	102	35	34.3% (\(\Delta \) 2.5)
17	麻生区役所	8 (2)	1 (12.5%)	3 (37.5%)	0	110	36	32.7% (\triangle 5.3)
18	上下水道局	2 (1)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	1	15	5	33.3% (\triangle 5.2)
19	交通局	4 (2)	0 (0.0%)	3 (75.0%)	0	31	8	25.8% (\triangle 5.0)
20	病院局	1 (0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	15	2	13.3% (0)
21	消防局	4 (\(\Delta \) 1)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	2	67	3	4.5% (\(\triangle \) 3.7)
	教育委員会	24 (△11)	3 (12.5%)	14 (58.3%)	0	400	140	35.0% (1.1)
23	選挙管理委員 会	1 (0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	16	3	18.8% (6.3)
計		221 (7)	34 (15.4%)	143 (64.7%)	17	3,191	925	29.0% (0.1)

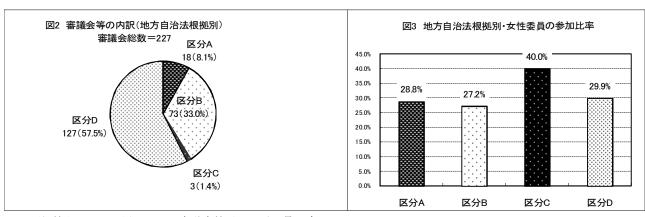
^{*} 全28局(室)区に対し調査を行った結果、対象とする審議会等を所管する局区は23であった。 * 35%を超えている局区は川崎区役所、幸区役所、中原区役所、高津区役所、宮前区役所、教育委員会であっ た。

3 審議会等委員への女性の参加状況 [地方自治法根拠別]

※地方自治法に基づく区分の詳細については、報告書p.2参照。

表1 参加促進要綱による集計

女」 参加促進女神による未訂						
根拠別	審議会等の総数	女性を含む 審議会の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の 参加比率
区分A(地自法第202条の3)	18	17	601	173	428	28.8%
区分B(地自法第138条の4第3項)	73	70	1,001	272	729	27.2%
区分C(地自法第174条)	3	2	45	18	27	40.0%
(法律・条令 小計)	94	89	1,647	463	1,184	28.1%
区分D(その他要綱等)	127	115	1,544	462	1,082	29.9%
合計	221	204	3,191	925	2,266	29.0%



^{*} 要綱等をもとに設置している審議会等が55.6%と最も多い。

表2 参加促進要綱適用除外の附属機関等の状況

根拠別	審議会等の総数	女性を含む 審議会の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の 参加比率
区分A(地自法第202条の3)	1	1	7	3	4	42.9%
区分B(地自法第138条の4第3項)	5	4	51	17	34	33.3%
区分C(地自法第174条)	3	3	9	7	2	77.8%
合 計	9	8	67	27	40	40.3%

表3 附属機関等の状況

根拠別	審議会等の総数	女性を含む 審議会の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の 参加比率
区分A(地自法第202条の3)	19	18	608	176	432	28.9%
区分B(地自法第138条の4第3項)	78	74	1,052	289	763	27.5%
区分C(地自法第174条)	6	5	54	25	29	46.3%
合 計	103	97	1,714	490	1,224	28.6%

4 審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別] 平成22年6月1日現在

区分A:地方自治法第202条の3 区分B:地方自治法第138条の4第3項

区分C:地方自治法第174条 区分D:その他要綱等

		△カリ:ての他安綱寺																
## 28	NI.	電送 点 力	正英冊	委	員					任期	任期	満了	再任の			ᅜᄼ	to thin the A 在	
1 川崎市公務災害補償等審査会 職員厚生課 3 3 1 3.3% 0 0 0 3 25 1 あり	NO.	奋概云石	所管珠						ち女性委	(年)	年	月				En'	似拠 法节等	
一	総務	局																
会	1	川崎市公務災害補償等審査会	職員厚生課	3	3	1	33.3%	0	0	3	25	1	あり			В	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例	
別崎市資産公開等審査会 行政情報課 7 5 3 60.05 1 0 2 23 10 あり 除外 (1) (B) 川崎市資産公開等審査会条例 川崎市個人情報保護委員 行政情報課 15 15 4 26.75 3 0 2 23 12 あり 除外 (1) (C) 川崎市個人情報保護条例 15 15 4 26.75 3 0 2 23 12 あり 除外 (1) (C) 川崎市個人情報保護条例 15 15 4 26.75 3 0 2 23 12 あり 下	-		交流推進課											除外	(7)			
4 川崎市個人情報保護委員 行政情報課 3 1 1 100.0% 0 0 2 23 12 あり 除外 (1) (C) 川崎市個人情報保護条例 5 川崎市情報公開運営審議会 行政情報課 15 15 4 26.7% 3 0 2 23 12 あり 除外 (2) (D) 川崎市情報公開条例 6 川崎市職員衛生管理審査委員会 職員厚生課 5 4 1 25.0% 0 0 なし い い い い い い い い い い い い い い い い い い い	2	川崎市情報公開·個人情報保護審査会	行政情報課	8	8	4	50.0%	0	0	2	22	10	あり	除外	(1)	(B)	川崎市情報公開条例	
5 川崎市情報公開運営審議会 行政情報課 15 15 4 26.7% 3 0 2 23 12 あり B 川崎市情報公開条例 6 川崎市職員衛生管理審査委員会 職員厚生課 若干名 11 4 36.4% 0 0 なし 除外 (2) (D) 川崎市職員の議員その他非常動の職員の金額員子の他非常動の職員の金額員子の他非常動の職員の金額員子の他非常動の職員の金額員子の他非常動の職員の金額員子の他非常動の職員の金額員子の他非常動の職員の金額員子の他非常動の職員の金額員子の他非常動の職員の金額員子の他非常動の職員の金額の金額員子の他非常動の職員の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の	3	川崎市資産公開等審査会	行政情報課	7	5	3	60.0%	1	0	2	23	10	あり	除外	(1)	(B)	川崎市資産公開等審査会条例	
6 川崎市職員衛生管理審査委員会 職員厚生課 若干名 11 4 36.4% 0 0 なし 除外 (2) (D) 川崎市職員安全衛生管理規則	4	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	3	1	1	100.0%	0	0	2	23	12	あり	除外	(1)	(C)	川崎市個人情報保護条例	
6 川崎市級員衛生管理会員委員会 職員厚生課 名 11 4 30.4% 0 2 2 1.3.5 あり B 災害対策基本法別崎市防災会議条例 8 川崎市防災会議幹事会 危機管理室 若干名 62 3 4.8% 0 0 2 24 3 あり A 八崎市防災会議条例別所市防災会議条例別所市防災会議条例別所市防災会議条例 10 川崎市国民保護協議会 危機管理室 55以内 53 3 5.5% 0 0 2年 24 3 あり A 国民保護法 11 川崎市国民保護協議会 危機管理室 55以内 53 3 5.5% 0 0 2年 24 3 あり A 国民保護法 12 川崎市国民保護協議会幹事会 危機管理室 55以内 50 3 5.5% 0 0 2年 24 3 あり D 川崎市国民保護協議会 13 川崎市防災協力業協会 危機管理室 55以内 50 0.0% 0	5	川崎市情報公開運営審議会	行政情報課	15	15	4	26.7%	3	0	2	23	12	あり			В	川崎市情報公開条例	
別崎市防災会議 危機管理室 70以内 64 3 4.7% 0 0 2年また 24 3 3 3 5 5 5 5 5 5 5	6	川崎市職員衛生管理審査委員会	職員厚生課		11	4	36.4%	0	0	なし				除外	(2)	(D)	川崎市職員安全衛生管理規則	
11 川崎市防災会議条例 川崎市防災会議条例 川崎市防災会議条例 川崎市防災会議条例 川崎市防災会議条例 川崎市防災会議条例 川崎市防災会議条例 川崎市防災会議条例 川崎市防災会議条例 川崎市防災会議全例 川崎市防災会議運営要綱 国民保護協議会 危機管理室 55以内 53 3 5.5% 0 0 2年 24 3 あり 除外 (5) (D) 川崎市防災会議運営要綱 国民保護法 川崎市国民保護協議会条例 11 川崎市国民保護協議会幹事会 危機管理室 55以内 50 3 5.5% 0 0 2年 24 3 あり 除外 (5) (D) 川崎市国民保護協議会条例 12 川崎市防災対策検討委員会 危機管理室 なし 5 0 0.0% 0 0 位 校 でまで 15 14 0 0.0% 0 0 2年 24 3 あり D 川崎市防災対策検討委員会設置要綱 13 川崎市防災協力連絡会 危機管理室 15 14 0 0.0% 0 0 2年 24 3 あり D 川崎市防災協力連絡会設置要綱 14 川崎市防災協力連絡会 危機管理室 15 14 0 0.0% 0 0 2年 24 3 あり D 川崎市防災協力連絡会設置要綱 14 川崎市庁財政改革委員会 行財政改革室 計20 以内 18 5 27.8% 4 0 3 22 9 あり D 川崎市行財政改革委員会設置要綱 15 川崎市法規担当専門委員 法制課 2 2 0 0.0% 0 0 2 23 3 あり C 地方自治法第174条及び川崎市専門委員 要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 第を含む合計 315 35 11.1% 8 0	7	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	5	4	1	25.0%	0	0	3	25	1,3,5	あり			В	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例	
9 川崎市防災会議幹事会 危機管理室 若干名 62 3 4.8% 0 0 0 ^{なし} 24 3 あり 除外 (5) (D) 川崎市防災会議運営要綱 10 川崎市国民保護協議会 危機管理室 55以内 53 3 5.5% 0 0 2年 24 3 あり 除外 (5) (D) 川崎市防災会議運営要綱 11 川崎市国民保護協議会幹事会 危機管理室 55以内 50 3 5.5% 0 0 2年 24 3 あり 除外 (5) (D) 川崎市国民保護協議会条例 12 川崎市防災対策検討委員会 危機管理室 なし 5 0 0.0% 0 0 校計終 7 まで あり D 川崎市防災対策検討委員会設置要綱 13 川崎市防災協力連絡会 危機管理室 15 14 0 0.0% 0 0 2年 24 3 あり D 川崎市防災協力連絡会設置要綱 14 川崎市行財政改革委員会 行財政改革室 以内 18 5 27.8% 4 0 3 22 9 あり D 川崎市防災協力連絡会設置要綱 15 川崎市法規担当専門委員 法制課 2 2 0 0.0% 0 0 2 2 23 3 あり C 地方自治法第174条及び川崎市専門委員 要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 第を含む合計	8	川崎市防災会議	危機管理室	70以内	64	3	4.7%	0	0	2年また	24	3	あり			Α	災害対策基本法 川崎市防災会議条例	
10 川崎市国民保護協議会 15 14 0 0.0% 0 2年 24 3 3 3 5 5 5 5 5 5 5	9	川崎市防災会議幹事会	危機管理室	若干名	62	3	4.8%	0	0		24	3	あり	除外	(5)	(D)		
12 川崎市防災対策検討委員会 危機管理室 なし 5 0 0.0% 0 0 0 0 0 0 0 0 0	10	川崎市国民保護協議会	危機管理室	55以内	53	3	5.5%	0	0	2年	24	3	あり			Α		
13 川崎市防災協力連絡会	11	川崎市国民保護協議会幹事会	危機管理室	55以内	50	3	5.5%	0	0	2年	24	3	あり	除外	(5)	(D)	川崎市国民保護協議会運営要綱	
14 川崎市行財政改革委員会 (部会含む) 行財政改革室 別内 18 5 27.8% 4 0 3 22 9 あり D 川崎市行財政改革委員会設置要綱 15 川崎市法規担当専門委員 法制課 2 2 0 0.0% 0 0 2 23 3 あり C 規則 要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計	12	川崎市防災対策検討委員会	危機管理室	なし	5	0	0.0%	0	0				あり			D	川崎市防災対策検討委員会設置要綱	
14 (部会含む) 17月収収単単 以内 18 5 27.8% 4 0 3 22 9 めり D 川崎市行列収収単安員会設直安網 15 川崎市法規担当専門委員 法制課 2 2 0 0.0% 0 0 2 23 3 あり C 地方自治法第174条及び川崎市専門委員 要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 第を含む合計 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0	13	川崎市防災協力連絡会	危機管理室	15	14	0	0.0%	0	0	2年	24	3	あり			D	川崎市防災協力連絡会設置要綱	
Third Just Just	14		行財政改革室		18	5	27.8%	4	0	3	22	9	あり			D	川崎市行財政改革委員会設置要綱	
等を含む合計 315 35 11.1% 8 U	15	川崎市法規担当専門委員	法制課	2	2	0	0.0%	0	0	2	23	3	あり			С	地方自治法第174条及び川崎市専門委員設置 規則	
総務局合計(審議会の数;9) 178 17 9.6% 7 0					315	35	11.1%	8	0									
	総務局合計(審議会の数;9)				178	17	9.6%	7	0									

		At	委	員	左の 女性		委員(公募		任期	任期	満了	再任の	要綱に		_,,	17 15 1 4 46
No.	審議会名	所管課	定数	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外 件等		区分	根拠法令等
総合	企画局															
1	川崎市事業評価検討委員会	企画調整課	5	5	1	20.0%	0	0	1年9月	23	3	あり			D	川崎市事業評価検討委員会設置要綱
2	川崎市政策評価委員会	企画調整課	8	8	3	37.5%	3	1	2年	23	9	あり			D	川崎市政策評価委員会設置要綱
_	川崎市自治推進委員会	自治政策部										あり	除外	(7)	(D)	
3	等々力緑地再編整備検討委員会	公園緑地まちづくり調整 室等々力緑地地域調整	なし	13	0	0.0%	0	0	3年	23	3	あり			D	等々力緑地再編整備検討委員会設置要綱
4	生田緑地ビジョン策定検討委員会	公園緑地まちづくり調整 室	15	15	6	40.0%	3	3		23	3				D	生田緑地ビジョン策定検討委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			41	10	24.4%	6	4								
	総合企画局合計(審議会の数;4)			41	10	24.4%	6	4								
財政	双局															
1	川崎市政府調達苦情検討委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	0	3	23	4	あり			D	川崎市政府調達苦情検討委員会設置要綱
2	川崎市入札監視委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	0	3	23	3	あり			D	川崎市入札監視委員会設置要綱
3	川崎市土地利用審査会	資産運用課	7	7	3	42.9%	0	0	3	22	10	あり	除外	(1)	(A)	国土利用計画法 川崎市土地利用審査会条例
4	川崎市不動産評価専門委員会	資産運用課	3	3	1	33.3%	0	0	2	23	7	あり			С	不動産評価専門委員に関する要綱 川崎市不動産評価委員会規程
5	川崎市資産改革検討委員会	資産運用課	5	5	1	20.0%	0	0	1	23	3				D	川崎市資産改革検討委員会設置要綱
6	川崎市の財政に関する研究会	財政課	4	4	1	25.0%	0	0	なし	23	3	あり			D	川崎市の財政に関する研究会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			25	8	32.0%	0	0								
	財政局合計(審議会の数;5)			18	5	27.8%	0	0								
市月	さっこども局															
-	川崎市自治功労者選考委員会	市民協働推進課	5										除外	(7)	(D)	川崎市自治功労者表彰要綱
_	川崎市市民活動推進委員会	市民協働推進課	8以内									あり	除外	(7)	(D)	川崎市市民活動推進委員会設置要綱
	川崎市都市型コミュニティ検討委員会	市民協働推進課											除外	(7)	(D)	川崎市都市型コミュニティ検討委員会設置要綱
1	川崎市交通安全対策会議	地域安全推進課	20人 以内	20	0	0.0%	0	0	2	23	6	あり	除外	(2)	(B)	交通安全対策基本法 川崎市交通安全対策会議条例
2	川崎市外国人市民代表者会議	人権・男女共同参画室	26 以内	26	13	50.0%	26	13	2	24	3	あり			В	川崎市外国人市民代表者会議条例

			委	員	左の 女性			のうち 委員	任期	任期	満了		要綱に			
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	現員(人)	割合(%)	現員(人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外 件等		区分	根拠法令等
3	川崎市外国人市民代表者会議代表者選 考委員会	人権·男女共同参画室	5 以内	4	3	75.0%	0		2	22	8				D	川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱 川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会設置要領
4	川崎市多文化共生施策検討委員会	人権·男女共同参画室	5 以内	5	1	20.0%	0		3	23	3	あり			D	川崎市多文化共生施策検討委員会設置要綱
5	かわさき人権啓発推進協議会	人権·男女共同参画室	20	13	6	46.1%	2	2	2	23	3	あり			D	かわさき人権啓発推進協議会
6	川崎市男女平等推進審議会	人権•男女共同参画室	13	13	6	46.2%	2	2	2	22	10	あり			В	男女平等かわさき条例
7	川崎市男女共同参画センター運営委員会	人権・男女共同参画室	10	10	6	60.0%	1	1	2	22	9	あり			В	川崎市男女共同参画センター条例
8	川崎市子どもの権利委員会	人権・男女共同参画室	10	10	5	50.0%	2	1	3	22	9	あり			В	川崎子どもの権利に関する条例
9	川崎市平和館運営委員会	平和館	16	16	6	37.5%	0	0	2	22	9	あり			В	川崎市平和館条例 川崎市平和館条例施行規則
10	平和推進補助事業選定委員会	平和館	5	5	2	40.0%	0	0	2	24	3	あり			D	核兵器廃絶・軍縮等を求める平和推進事業に係る補助 要綱、平和推進補助事業選定委員会設置要綱
11	川崎市広報モニター委員会	シティセールス・広報室	15	14	4	28.6%	6	2	2	23	3	あり			D	川崎市広報モニター委員会設置要綱
-	川崎市イメージアップ事業認定審査会	シティセールス・広報室			7/7設置	置予定委	員調整	中					除外	(7)		
12	川崎市スポーツ振興審議会	市民スポーツ室	15	15	4	26.7%	2	1	2	24	4	あり			В	スポーツ振興法第18条、川崎市スポーツ振興審議会条例、川崎市スポーツ振興審議会条例施行規則
13	川崎市文化芸術振興会議	市民文化室	10	10	4	40.0%	2	1	3	23	9	あり			В	川崎市文化芸術振興条例
14	川崎市岡本太郎美術館協議会	岡本太郎美術館	10	9	2	22.2%	2	1	2	23	5	あり			D	川崎市岡本太郎美術館条例 川崎市岡本太郎美術館協議会規則
15	川崎市市民ミュージアム協議会	市民ミュージアム	8	8	3	37.5%	2	1	2	24	5	あり			D	川崎市市民ミュージアム条例
16	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員 会	市民ミュージアム	16	12	1	8.0%	0	0	2	23	5	あり			D	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会 設置要綱
17	川崎市市民ミュージアム運営・活動評価委 員会	市民ミュージアム	8	8	3	38.0%	0	0	2	23	3	あり			D	川崎市市民ミュージアム運営・活動評価委 員会設置要綱
18	川崎市母子保健運営協議会	こども家庭課	18人 以内	15	2	13.3%	0	0	2	23	3	あり			D	川崎市母子保健運営協議会設置要綱
19	川崎市小児特定疾患協議会	こども家庭課	7	7	1	14.3%	0	0	2	22	9	あり			D	川崎市小児特定疾患協議会設置要綱
20	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会	こども家庭課	5	5	1	20.0%	0	0	2	24	3	あり			D	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会設置要綱
21	川崎市放課後子どもプラン推進委員会	青少年育成課	9	8	3	37.5%	0		2	23	7	あり			D	川崎市放課後子どもプラン推進委員会設置要綱
22	川崎市青少年問題協議会	青少年育成課	35 以内	28	6	21.4%	0	0	2	22	8	あり			В	地方青少年問題協議会法 川崎市青少年問題協議会条例
23	川崎市青少年の家運営協議会	青少年育成課	10 以内	10	2	20.0%	2	0	2	24	4	あり			В	川崎市青少年の家条例
24	川崎市黒川青少年野外活動センター運営 協議会	青少年育成課	10 以内	10	3	30.0%	2	1	2	23	3	あり			В	川崎市黒川青少年野外活動センター条例

			委	員	左の 女性		委員の公募		任期	任期	満了	再任の	要綱に			
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	現員 (人)	割合(%)	現員(人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外(件等		区分	根拠法令等
25	川崎市少年自然の家運営協議会	青少年育成課	10 以内	10	2	20.0%	2	0	2	23	3	あり			В	川崎市少年自然の家条例
26	川崎市児童福祉審議会 総会	こども福祉課	20人 以内	20	6	30.0%	0	0	2	24	3	あり			В	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
27	保育所設置·運営法人選考委員会	保育所整備推進室	9 以内	8	4	50.0%	0	0	2	23	3	あり			D	保育所設置·運営法人等選考委員会設置要綱
28	川崎市保育園在園児等健康管理委員会	保育課	9	9	4	44.4%	0	0	2	23	3	あり			D	川崎市保育園在園児等の健康管理要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			328	103	31.4%	53	26								
	市民・こども局合計(審議会の数;27)			308	103	33.4%	53	26								
経済	·															
1	川崎市産業振興協議会	産業政策部 企画課	20	20	3	15.0%	0	0	2	22	8	あり			D	川崎市産業振興協議会設置要綱
2	川崎市消費者行政推進委員会	産業政策部消費者行政 センター	9以内	9	5	55.6%	1	0	2	23	3	あり	除外	(1)	(B)	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する 条例
3	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理 部会	産業政策部消費者行政 センター	10以内	9	5	55.6%	0	0	2	23	3	あり	除外	(1)	(B)	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する 条例
4	川崎市食の安全確保対策協議会	産業政策部消費者行政 センター	10以内	10	5	50.0%	1	1	2	22	10	あり			D	川崎市食の安全確保対策協議会設置要綱
5	川崎市大規模小売店舗立地審議会	産業振興部 商業観光課	7	5	1	20.0%	0	0	2	24	5	あり			В	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
6	かわさき「農」の新生プラン推進会議	農業振興センター 農業振興課	15	15	6	40.0%	3	1	3	23	3	あり			D	かわさき「農」の新生プラン推進会議設置要綱
7	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	労働雇用部	30 以内	17	2	11.8%	0	0	2	22	8	あり			В	川崎市勤労者福祉条例
8	川崎市労働問題協議会	労働雇用部	20 以内	20	4	20.0%	0	0	2	23	3	あり			D	川崎市労働問題協議会要綱
9	かわさきマイスター選考委員会	労働雇用部	10 以内	8	3	37.5%	0	0	3	24	3	あり			D	川崎市マイスター事業要綱
10	川崎市技能功労者等選考委員会	労働雇用部	52	42	3	7.1%	0	0	2	22	8	あり			D	川崎市技能功労者等選考委員会要領
11	川崎市生活文化会館運営委員会	労働雇用部	11 以内	10	3	30.0%	0	0	2	22	10	あり			D	川崎市生活文化会館条例 運営委員会要綱
12	川崎市立労働会館運営委員会	労働雇用部	10 以内		0	0.0%	0	0	2	22	9	あり			В	川崎市立労働会館条例 川崎市立労働会館運営委員会要綱
13	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場 北部市場管理課	20 以内		2	20.0%	0	0	2	23	3	あり			ĸ	卸売市場法·川崎市中央卸売市場業務条例·川崎市中央卸売市場業務条例施行規則
14	川崎市中央卸売市場取引委員会	中央卸売市場 北部市場業務課	18 以内		0	0.0%	0	0	2	24	5	あり				卸売市場法第13条の2、業務条例第80条の2~ 5、業務条例施行規則第106条の2~5
15	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議 会	南部市場管理課	13	12	2	16.7%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市地方卸売市場業務条例
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			214	44	20.6%	5	2								
	経済労働局合計(審議会の数;13)			196	34	17.3%	5	2								

	⇔ → ∧ <i>></i>	-r Mr =0			Ý	~~		~~	任期			17 17 02	200 H	- T		10 the x1 A A+
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	現員(人)	割合(%)	現員(人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外 件等		区分	根拠法令等
環境	局															
1	川崎市環境審議会	環境調整課	30 以内	30	7	23.3%	6	1	2	24	2	あり			В	川崎市環境基本条例
2	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	30 以内	29	10	34.5%	5	3	2	23	8	あり			D	「環境パートナーシップかわさき」設置要綱
3	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	20 以内	19	2	10.5%	2	1	2	22	11	あり			В	川崎市環境影響評価に関する条例
4	川崎市自動車公害対策推進協議会	交通環境対策課	19	19	2	10.5%	0	0	2	24	3	あり			D	川崎市自動車対策推進協議会設置要綱
5	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	6	6	0	0.0%	0	0	2	24	3	あり			В	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱・川崎市廃棄物処理施設専門家会議設置要領
-	汚染土壌処理施設等専門家会議	環境対策課	3	現在、勃	委員の選	定を行る	なってい	ます	2			あり	除外	(7)	(D)	汚染土壌処理施設等専門家会議要綱
6	川崎市新エネルギー推進協議会	地球環境推進室	10 以内	9	3	33.3%	0	0	2年	22	9	あり			D	川崎市新エネルギー推進協議会設置要綱
7	川崎市ごみ減量推進市民会議	減量推進課	20	20	7	35.0%	5	1	2	22	7	あり			D	川崎市ごみ減量推進市民会議設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			132	31	23.5%	18	6								
	環境局合計(審議会の数;7)			132	31	23.5%	18	6								
健康	福祉局															
1	川崎市介護認定審査会	介護保険課	234	234	115	49.1%			2	23	3				Α	介護保険法、川崎市介護保険条例 川崎市介護認定審査会規則
2	川崎市介護保険運営協議会	介護保険課	20	20	7	35.0%	4	2	3	24	6	あり			В	川崎市介護保険条例 川崎市介護保険運営協議会規則
3	市民健康づくり運動推進会議	健康増進課	18	17	6	35.3%	1	1	2	23	5	あり			D	市民健康づくり運動推進会議設置運営要領
4	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会	健康増進課	45	45	3	6.7%	0	0	2	23	3	あり			D	川崎市歯科保健·医療·福祉推進協議会設置要綱
5	川崎市市民葬儀運営協議会	健康増進課	10	9	3	33.3%	0	0	2	24	3	あり			D	川崎市市民葬儀実施要領
6	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	15	15	2	13.3%	0	0	2	22	9	あり			Α	公害健康被害の補償等に関する法律第45条、川 崎市公害健康被害認定審査会条例
7	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審 査会	環境保健課	6以内	6	1	16.6%	0	0	2	22	9	あり			В	公害健康被害の補償等に関する法律第23条、川崎市 公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
_	川崎市成人呼吸器疾患調査研究委員会	環境保健課											除外	(7)		
8	川崎市成人ぜん息医療費助成認定審査 会	環境保健課	6	6	1	16.6%	0	0	2	24	3	あり			В	川崎市成人ぜん息医療費助成条例
9	川崎市感染症診査協議会	健康安全室	18 以内	16	2	12.5%	0	0	2	23	3	あり			Α	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条・川崎市感染症診査協議会条例
			0.5													

2

23

9

あり

D

0

川崎市感染症対策協議会設置要綱

左のうち 女性委員

委員

35 以内

19

5 26.3%

健康安全室

委員のうち

公募委員

任期満了

再任の 要綱に基づ

10 川崎市感染症対策協議会

			委	員	左の 女性		委員(公募	のうち 委員	任期	任期	満了	再任の				
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	現員 (人)	割合(%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外 件等		区分	根拠法令等
11	川崎市エイズ対策推進協議会	健康安全室	25	22	4	18.2%	0	0	2	23	5	あり			D	川崎市エイズ対策推進協議会設置要綱
12	川崎市予防接種運営委員会	健康増進課	25	25	4	16.0%	0	0	2	23	5	あり			В	川崎市予防接種運営委員会条例
-	川崎市結核対策推進会議	健康安全室	20 以内	0	0	0	0	0	なし			あり	除外	(7)	(D)	結核対策事業実施要綱
-	川崎市明るい町づくり対策協議会	地域福祉課	なし	未設置			0	0	なし			あり	除外	(7)	(D)	川崎市明るい町づくり対策協議会要綱
13	川崎市社会福祉審議会	地域福祉課	35 以内	26	3	11.5%	0	0	3	23	3	あり			Α	社会福祉法 川崎市社会福祉審議会条例
14	川崎市民生委員推薦会	地域福祉課	14 以内	14	4	28.6%	0	0	3	22	9	あり			Α	民生委員法 川崎市民生委員推薦会規則
15	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議 会	地域福祉課	20	13	7	53.8%	3	3	2	23	7				D	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会 設置要綱
16	川崎市ホームレス自立支援市民事業助成 審査委員会	地域福祉課	6	6	2	33.3%	なし	なし	なし						D	川崎市ホームレス自立支援市民事業助成要綱
17	富士見公園環境改善連絡協議会	健康福祉局地域福祉課 / 環境局公園管理課	なし	13	0	0.0%	0	0	なし						D	富士見公園環境改善連絡協議会設置要綱
18	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	23	23	6	26.1%	7	3	2	23	5	あり			Α	国民健康保険法、国民健康保険法施行令、川崎市国民健康保険条例、川崎市国民健康保険運営協議会規則
19	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会	障害福祉課	なし	5	1	20.0%	0	0	1	22	7	あり			В	川崎市身体障害者更生資金貸付条例、川崎市 身体障害者更生資金貸付審査会規則
20	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委 員会	障害福祉課	6	6	1	17.0%	0	0	2	24	1	あり			D	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員 会設置要綱
21	川崎市障害程度区分認定審査会	障害計画課	43	25	8	32.0%	0	0	2	24	3	あり			Α	障害者自立支援法
22	川崎市障害者施策推進協議会	障害計画課	20 以内	20	6	30.0%	0	0	2	24	1	あり			Α	川崎市障害者施策推進協議会条例
23	川崎市精神医療審査会	精神保健福祉センター	10	10	2	20.0%	0	0	2	24	3	あり			Α	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
24	川崎市精神保健福祉センター判定会	精神保健福祉センター	5	5	1	20.0%	0	0	3	23	3	あり			D	川崎市精神保健福祉センター判定会設置要綱
-	川崎市障害者施設等設置法人選考委員 会	障害計画課													(D)	
_	川崎市心身障害者総合リハビリテーション センター運営協議会	障害計画課											除外	(7)	(B)	
25	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	14	14	3	21.0%	0	0	3	23	3				В	
26	川崎市地域医療審議会	地域医療課	30	20	2	10.0%	1	1	2	23	9	あり			В	川崎市地域医療審議会条例
27	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡 協議会	地域医療課	15	14	0	0.0%	0	0	2	23	6	あり			D	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会 要綱
28	川崎市救急医療情報システム運営委員会	地域医療課	11	11	0	0.0%	0	0	2	24	4	あり			D	川崎市救急医療情報システム運営委員会要 綱
29	川崎市血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	3	23.1%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例 川崎市血液対策センター条例施行規則
30	川崎地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	2	15.4%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱

			委	員	左の 女性		委員(公募	のうち 委員	任期	任期	満了		要綱に			
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	現員(人)	割合(%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外 件等		区分	根拠法令等
31	幸地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	12	2	16.7%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
32	中原地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	2	15.4%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
33	高津地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	3	23.1%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
34	宮前地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	3	23.1%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
35	多摩地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	1	7.7%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
36	麻生地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	2	15.4%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
37	川崎市精度管理専門委員会	地域医療課	6	5	2	40.0%	0	0	2	23	3	あり			D	川崎市精度管理委員会設置要綱
38	川崎市小児救急医療連絡協議会	地域医療課	15	15	0	0.0%	0	0	2	22	7	あり			D	川崎市小児救急医療連絡協議会要綱
39	川崎市医療安全相談センター運営協議会	地域医療課	9	9	5	55.6%	0	0	2	23	7	あり			D	川崎市医療安全相談センター運営協議会設 置要綱
_	川崎市介護老人保健施設運営委員会	介護老人保健施設三田 あすみの丘											除外	(7)		
40	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課	15 以内	15	3	20.0%	3	2	2	23	3	あり			D	道路運送法、道路運送法施行規則、川崎市福祉 有償運送運営協議会運営等要綱
41	川崎市生活保護適正実施検討委員会	保護指導課	11 以内	11	5	45.5%	2	1	2	22	11	あり			D	川崎市生活保護適性実施検討委員会設置 要綱
42	川崎市周産期医療運営協議会	地域医療課	15	13	2	15.4%	0	0	2	24	3	あり			D	川崎市周産期医療運営協議会設置要綱
43	川崎市DMAT計画運営検討協議会	地域医療課	18	14	2	14.3%	1	1	1	22	3	あり			D	川崎市DMAT計画運営検討協議会設置要綱
44	川崎市食育推進会議	健康増進課	19	19	9	47.4%	2	1	2	23	6	あり			В	川崎市食育推進会議条例
_	川崎市立看護短期大学あり方検討委員会	総務学生課	7	なし					1			あり	除外	(7)	(D)	川崎市立看護短期大学あり方検討委員会 設置要綱
45	川崎市公的介護施設等設置·運営法人選 考委員会	高齢者事業推進課	10 以内	9	2	22.2%	0	0	2	23	9	あり			D	川崎市公的介護施設等設置·運営法人選考委員会設置要綱
46	高齢者等実態調査検討委員会	高齢者事業推進課	5	5	2	40.0%	1	1	1	23	3				D	高齢者等実態調査検討委員会実施要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			877	249	28.4%	25	16								
	健康福祉局合計(審議会の数;46)			877	249	28.4%	25	16								
まち	づくり局															
1	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議 会	企画課	30 以内	28	6	21.4%	4	1	2	22	7	あり			D	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会 設置要綱
2	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	7	7	3	42.9%	0	0	2	24	3	あり			Α	川崎市建築審査会条例

				委	員	左の 女性		委員(公募		任期	任期	満了		要綱に			
	No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	現員 (人)	割合(%)	現員(人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外の件等		区分	根拠法令等
	3	川崎市開発審査会	まちづくり調整課	7	7	3	42.9%	0	0	2	22	7	あり			Α	川崎市開発審査会条例
	4	川崎市建築等紛争調停委員会	まちづくり調整課	9 以内	9	3	33.3%	0	0	2	23	12	あり			В	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に 係る紛争の調整等に関する条例
	5	川崎都市計画審議会	都市計画課	20 以内		5	25.0%	3	1	2	24	4	あり			Α	川崎市都市計画審議会条例
	6	川崎市都市景観審議会	景観・まちづくり支援課	15 以内	15	7	46.7%	3	1	2	23	6	あり			В	川崎市都市景観条例
	7	川崎市住宅政策審議会	住宅整備課	15	15	7	46.7%	3	2	2	23	1	あり			В	川崎市住宅基本条例 川崎市住宅政策審議会規則
		川崎都市計画事業登戸土地区画整理審 議会	登戸区画整理事務所	10	10	0	0.0%	8	0	5	25	12	あり			Α	川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業 施行条例
	9	川崎市地域公共交通会議	交通政策室	20 以内		1	7.1%	2	1	2	22	3	あり			В	道路運送法 川崎市地域公共交通会議設置要綱
	10	川崎市耐震改修構造判定検討委員会	施設計画課	8	8	0	0.0%	0	0	2	23	6	あり			D	川崎市耐震改修構造判定検討委員会設置 要綱
		要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			133	35	26.3%	23	6								
		まちづくり局合計(審議会の数;10)			133	35	26.3%	23	6								
3	設	禄政局															
)	1	川崎市屋外広告物審議会	路政課	15	10	2	20.0%	0	0	2	25	3	あり			В	屋外広告物条例
	-	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車対策室	30	-	-	-	-	-	2			あり	除外	(7)	(B)	自転車の安全利用の促進及び自転車等の 駐車対策の総合的促進に関する法律
	2	川崎市多摩川プラン推進会議	緑政部多摩川施策推進 課	10 以内		1	11.1%	4	1	2	24	3	あり			D	川崎市多摩川プラン推進会議設置要綱
		要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			19	3	15.8%	4	1								
		建設緑政局合計(審議会の数;2)			19	3	15.8%	4	1								
Ä	湾	局															
	1	川崎港港湾審議会	庶務課	35 以内		2	7.60%	0	0	2	22	9	あり			Α	港湾法、川崎港港湾審議会条例
		要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			26	2	7.7%	0	0								
		港湾局合計(審議会の数;1)			26	2	7.7%	0	0								
J	崎	区役所															
	1	川崎区区民会議	企画課	20 以内		6	30.0%	4	2	2	24	3	あり			В	川崎市区民会議条例
	2	いきいきかわさき区提案事業審査委員会	企画課	5 以内	_	1	20.0%	0	0	2	23	5	あり			D	いきいきかわさき区提案事業審査委員会設 置要綱
	3	川崎保健所運営協議会	地域保健福祉課	18	18	4	22.2%	2	0	2	23	5	あり			В	川崎市保健所運営協議会条例

			委	員	左の 女性		委員(公募	のうち 委員	任期	任期	満了	再任の	要綱に基		
No	. 審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	現員(人)	割合(%)	現員(人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外の 件等		根拠法令等
4	川崎区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3	23	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則
5	川崎区地域福祉計画策定委員会	地域保健福祉課	17 以内	15	9	60.0%	0	0	2	24	2	あり		D	川崎区地域福祉計画策定委員会設置要綱
6	川崎区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	10	5	50.0%	0	0	2	24	5	あり		D	健康づくり推進会議設置運営要綱
7	川崎区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	5	62.5%	2	2	3	24	6	あり		D	区地域包括支援センター運営協議会設置運 営要綱
8	教育文化会館運営審議会	生涯学習支援課	10 以内	7	1	14.0%	1	0	2	24	4	あり		В	川崎市教育文化会館条例
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			90	32	35.6%	9	4							
	川崎区役所合計(審議会の数;8)			90	32	35.6%	9	4							
幸	区役所														
1	幸区区民会議	企画課	20	20	7	35.0%	4	1	2	22	6	あり		В	川崎市区民会議条例 幸区区民会議要綱
2	幸区提案型協働推進事業審査委員会	企画課	3	3	0	0.0%	0	0	2	22	6	あり		D	幸区提案型協働推進事業審査委員会設置 要綱
3	川崎市幸保健所運営協議会	地域保健福祉課	20 以内	15	4	26.6%	0	0	2	24	4	あり		В	川崎市保健所運営協議会条例
3 4	幸区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12 以内	11	9	81.8%	2	2	2	24	5	あり		D	幸区健康づくり推進会議設置運営要綱
5	幸区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3	23	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則
6	幸区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20 以内	13	4	33.3%	0	0	3	23	3	あり		D	幸区地域福祉計画推進検討会議設置要綱
7	幸区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	2	25.0%	1	0	3	24	6	あり		D	幸区地域包括支援センター運営協議会設置運 営要綱
8	幸区食育推進分科会	地域保健福祉課	12	12	12	100.0%	0	0	2	24	5	あり		D	幸区食育推進分科会設置要領
9	川崎市幸市民館運営審議会	生涯学習支援課	10 以内	8	4	50.0%	1	1	2	24	4	あり		В	社会教育法 川崎市市民館条例
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			97	43	44.3%	8	4							
	幸区役所合計(審議会の数;9)			97	43	44.3%	8	4							
中	原区役所														
1	中原区区民会議	企画課	20	20	7	35.0%	4	2	2	22	6	あり		D	川崎市区民会議条例 中原区区民会議要綱
2	中原保健所運営協議会	地域保健福祉課	20人 以内	16	5	31.0%	0	0	2	24	4	あり		В	川崎市保健所運営協議会条例
3	中原区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	なし	7	3	42.9%	0	0	3	23	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則

				委	員	左の 女性		委員(公募	のうち 委員	任期	任期	満了	再任の			
٨	lo.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外(件等	区分	根拠法令等
	4	中原区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	6	50.0%	1	1	2	24	5	あり		D	中原区健康づくり推進会議設置運営要綱
	5	中原区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20	20	9	45.0%	2	1	2	24	3	あり		D	中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱
	6	中原区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8 以内	8	2	25.0%	1	0	3	24	6	あり		D	中原区地域包括支援センター運営協議会設 置運営要綱
		中原区市民提案型事業 審査委員会	企画課	7 以内	7	2	28.6%	0	0	2	23 (24)	10 (1)	あり		D	市民提案型事業実施要綱 市民提案型事業審査委員会設置要領
	8	中原市民館運営審議会	生涯学習支援課	10 以内	8	3	37.5%	1	1	2	24	4	あり		Α	社会教育法 川崎市市民館条例
		要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			98	37	37.8%	9	5							
	•	中原区役所合計(審議会の数;8)			98	37	37.8%	9	5							
高	津	区役所														
	1	高津区区民会議	企画課	20	20	4	20.0%	4	2	2	22	6	あり		В	高津区区民会議要綱
	2	高津区協働推進事業協働事業提案·外部 評価団体選考委員会	企画課	5	5	2	40.0%	0	0	2	23	3	あり		D	高津区協働推進事業協働事業提案選考·外部評価委員会設置要綱
	3	高津保健所運営協議会	地域保健福祉課	20	19	6	31.6%	2	2	2	24	4	あり		В	川崎市保健所運営協議会条例
	4	高津区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3	23	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則
	5	高津区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	5	41.7%	1	0	2	24	5	あり		D	高津区健康づくり推進会議設置運営網
	6	高津区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20	18	5	27.8%	3	1	3	23	3	あり		D	高津区地域保健福祉課計画推進検討会議
	7	高津区食育推進分科会	地域保健福祉課	12	12	10	83.3%	0	0	2	24	5	あり		D	高津区推進分科会設置運営要領
	8	高津区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	5	62.5%	0	0	3	22	6	あり		D	高津区地域包括支援センター運営協議会設 置運営要領
	9	川崎市大山街道ふるさと館運営協議会	総務課	10	10	3	30.0%	2	1	2	24	5	あり		В	川崎市大山街道ふるさと館条例、川崎市大 山街道ふるさと館条例施行規則
1	0	川崎市高津市民館運営審議会	生涯学習支援課	8	8	3	38.0%	0	0	2	24	4	あり		В	社会教育法 川崎市市民館条例
		要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			119	44	37.0%	12	6							
		高津区役所合計(審議会の数;10)			119	44	37.0%	12	6							
宫	前	区役所														
	1	宮前区区民会議	企画課	20	20	9	45.0%	2	0	2	24	3	あり		В	川崎市区民会議条例 宮前区区民会議要綱
	2	宮前区冒険あそび場支援検討委員会	企画課	11	11	6	54.5%	2	2	11ヶ月	22	3			D	宮前区冒険あそび場支援検討委員会設置 運営要綱
	3	宮前保健所運営協議会	地域保健福祉課	20	17	2	11.8%	0	0	2	22	6	あり		В	川崎市保健所運営協議会条例

			委	員	左の 女性		委員(公募		任期	任期	満了		要綱に		
No	審議会名	所管課	定数(人)	現員 (人)	現員(人)	割合(%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外の 件等	区分	根拠法令等
4	宮前区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	11	7	63.6%	1	1	2	24	5	あり		D	宮前区健康づくり推進会議設置運営要綱
5	宮前区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.8%	0	0	3	24	6			D	川崎市民生委員推薦会規則
6	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議	地域保健福祉課	20	14	7	50.0%	0	0	2	23	3	あり		D	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置 要綱
7	宮前区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	5	62.5%	1	1	3	24	6	あり		D	宮前区地域包括支援センター運営協議会設 置運営要綱
8	有馬野川生涯学習支援施設運営協議会	生涯学習支援課 (宮前市民館)	8	7	3	43.0%	1	1	2	23	3	あり		В	社会教育法 川崎市市民館条例
9	川崎市宮前市民館運営審議会	生涯学習支援課 (宮前市民館)	8	8	6	75.0%	1	1	2	24	4	あり		В	社会教育法 川崎市市民館条例
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			103	48	46.6%	8	6							
	宮前区役所合計(審議会の数;9)			103	48	46.6%	8	6							
多周	区役所														
1	多摩区区民会議	企画課	20 以内	20	6	30.0%	6	2	2	22	6	あり		В	川崎市区民会議条例等
2	磨けば光る多摩事業審査会	企画課	7	7	2	28.6%	0	0	1年 10月	24	3	あり		D	磨けば光る多摩事業実施要綱 磨けば光る多摩事業審査会設置要綱
3	川崎市多摩保健所運営協議会	地域保健福祉課	20 以内	17	5	29.4%	0	0	2	24	4	あり		В	川崎市保健所運営協議会条例
4	多摩区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	23	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則
5	多摩区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	10	4	40.0%	0	0	2	24	5	あり		D	川崎市多摩区健康づくり推進会議設置要項
6	食育推進分科会	地域保健福祉課	13	9	7	77.8%	0	0	2	24	5	あり		D	川崎市多摩区食育推進分科会設置運営要 領
7	多摩区地域福祉計画推進会議	地域保健福祉課	17	16	5	31.3%	0	0	3	23	3	あり		D	社会福祉法 多摩区地域福祉計画推進会議設置要綱
8	多摩区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	1	12.5%	2	1	3	24	6	あり		D	区地域包括支援センター運営協議会設置運 営要綱
9	川崎市多摩市民館運営審議会	多摩市民館	10人 以内	8	3	37.5%	1	1	2	24	4	あり		В	社会教育法 川崎市市民館条例
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			102	35	34.3%	9	4							
	多摩区役所合計(審議会の数;9)			102	35	34.3%	9	4							
麻结	E区役所														
1	麻生区区民会議	企画課	20人 以内	20	9	45.0%	7	6	2	22	6	あり		В	川崎市区民会議条例
2	麻生保健所運営協議会	地域保健福祉課	20人 以内	16	2	12.5%	0	0	2	22	6	あり		В	川崎市保健所運営協議会条例
3	麻生区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	14人 以内	7	1	14.3%	0	0	3	24	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則

	±-14. A	At	委	員	左の 女性		委員(公募	のうち 委員	任期	任期	満了	再任の				10 15 11 A 45
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	現員 (人)	割合(%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外 件等		区分	根拠法令等
4	あさお福祉計画推進会議	地域保健福祉課	20人 以内	18	10	55.5%	2	0	2	23	3	あり			D	あさお福祉計画推進会議設置要綱
5	麻生区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12人 以内	10	4	40.0%	1	1	2	24	5	あり			D	麻生区健康づくり推進会議設置運営要綱
6	麻生区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8人 以内	8	4	50.0%	2	2	3年	24	6				D	麻生区地域包括支援センター運営協議会設 置運営要綱
7	川崎市麻生市民館審議会	生涯学習支援課	10名 以内	8	3	37.5%	1	0	2	24	4	あり			В	社会教育法 川崎市市民館条例
8	麻生区自転車等駐車対策推進協議会	道路公園センター管理 課	30 以内	23	3	13.0%	0	0	2	23	11	あり			Α	自転車の安全利用の促進及び自転車等の 駐車対策の総合的推進に関する法律
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			110	36	32.7%	13	9								
	麻生区役所合計(審議会の数;8)			110	36	32.7%	13	9								
上7	水道局															
1	川崎市水道事業経営問題協議会	経営管理室	13	13	5	38.5%	2	2	2	22	5	あり			D	川崎市水道事業経営問題協議会要綱
2	江川1号雨水幹線その2工事に伴う道路 陥没事故対策委員会	下水道部管路課	3	2	0	0.0%	0	0	なし						D	江川1号雨水幹線その2工事に伴う道路陥 没事故対策委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			15	5	33.3%	2	2								
	上下水道局合計(審議会の数;2)			15	5	33.3%	2	2								
交通	搞															
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査 委員会	お客様サービス課	8	8	3	37.5%	0	0	1年	22	5	あり			D	川崎市交通局車体利用公告デザイン審査会 背設置要綱
_	地下鉄·周辺整備懇談会	高速鉄道建設本部	休止中										除外	(7)	(D)	地下鉄·周辺整備懇談会設置要綱
_	川崎市バス事業経営問題検討会	経営企画課	休止中									あり	除外	(7)	(D)	川崎市バス事業経営問題検討会設置要綱
2	川崎市バス営業所管理委託事業者選定 委員会	経営企画課	なし	8	1	12.5%	0	0	なし	23	3				D	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委 員会設置要綱
3	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広 告物審査委員会	管理課	5	5	1	20.0%	0	0	6ヶ月	22	9	あり			D	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広 告物審査委員会設置要綱
4	川崎市交通局上平間営業所の管理委託 に係る評価委員会	管理課	10 以内	10	3	30.0%	0	0		23	3				D	川崎市交通局営業所管理委託に係る評価 委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			31	8	25.8%	0	0								
	交通局合計(審議会の数;4)				8	25.8%	0	0								
病院	·····································															
1	川崎市立多摩病院運営協議会	経営企画室	15	15	2	13.3%	3	1	2	22	7	あり			D	川崎市立多摩病院運営協議会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			15	2	13.3%	3	1								

				委	員	左の 女性		委員(公募		任期	任期	満了	再任の				
	No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員 (人)	現員 (人)	割合(%)	現員(人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外の件等		区分	根拠法令等
		病院局合計(審議会の数;1)			15	2	13.3%	3	1								
>	1防	局															
	1	川崎市危険物保安審議会	危険物課	20	16	0	0.0%	0	0	2	23	3	あり			D	川崎市危険物保安審議会規程
	2	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物課	30	19	1	5.3%	0	0	2	23	10	あり			D	川崎市コンビナート安全対策委員会要綱
	3	川崎市救急業務検討委員会	救急課	16	16	0	0.0%	0	0	2	22	6	あり			D	川崎市救急業務検討委員会設置要綱
		川崎市メディカルコントロール協議会	救急課	なし	16	2	12.5%	0	0	なし			あり			D	川崎市メディカルコントロール協議会設置要綱
		電子メール等緊急通報システム導入検討 委員会	指令課														
		要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			67	3	4.5%	0	0								
		消防局合計(審議会の数;4)			67	3	4.5%	0	0								
4	育	委員会															
	1	川崎市教育改革推進協議会	企画課	11	11	1	9.0%	2	1	2	23	3	あり			D	川崎市教育改革推進協議会の設置及び運 営要綱
	2	川崎市奨学金審査会	学事課	15	14	3	21.4%	0	0	2	24	3	あり			В	川崎市高等学校奨学金支給条例第5条及び 同施行規則第5条
	-	川崎市立学校社会見学委員会	指導課											除外	(7)	(D)	
	3	川崎市教科用図書選定審議会	総合教育センター総務室	40 以内	40	17	42.5%	0	0	4ヶ月	22	8	あり			D	川崎市教科用図書選定審議会規則
	4	川崎市就学指導委員会	指導課	30人 以内	24	8	33.0%	0	0	1	23	3	あり			D	川崎市就学指導委員会要綱
	5	川崎市特別支援教育問題研究協議会	指導課	なし	13	3	23.1%	0	0	1	23	3	あり			D	川崎市特別支援教育問題研究協議会要綱
	6	総合教育センター運営委員会	総合教育センター総務 室	25 以内	19	6	31.6%	0	0	2	24	5	あり			В	川崎市総合教育センター条例
	7	川崎市立日本民家園協議会	日本民家園	10	10	3	30.0%	2	2	2	23	6	あり			В	川崎市立日本民家園条例 川崎市立日本民家園協議会規則
	8	川崎市青少年科学館協議会	青少年科学館	10	9	1	11.5%	1	0	2	24	5	あり			В	川崎市青少年科学館条例
	9	川崎市文化財審議会	文化財課	10	10	2	20.0%	0	0	2	24	4	あり			В	文化財保護法第190条 市保護条例 第3条、第4条
	10	川崎市地名資料収集委員会	文化財課	10	4	1	25.0%	0	0	2	23	8	あり			D	川崎市地名資料収集委員会設置要綱
	11	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員 会	健康教育課	なし	20	6	30.0%	0	0	1	23	3	あり			D	川崎市立学校児童生徒心臟病運営委員会 要綱
	12	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員 会	健康教育課	なし	19	7	36.8%	0	0	1	23	3	あり			D	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会 要綱

	rin 244 A. A.		委	員	左の 女性		委員(公募		任期	任期	満了	再任の			- "	III lin vi. A dr
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	現員(人)	割合(%)	現員(人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年	月	取り扱い	く除外 件等		区分	根拠法令等
13	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員 会	健康教育課	なし	18	8	44.4%	0	0	1	23	3	あり			D	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会 要綱
14	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会	健康教育課	なし	14	7	50.0%	0	0	1	23	3	あり			D	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会要 綱
15	川崎市就学時健康診断検討委員会	健康教育課	11	11	4	36.4%	0	0	1	23	3	あり			D	川崎市就学時健康診断検討委員会要綱
16	川崎市立図書館協議会	中原図書館	10	10	5	50.0%	2	0	2	22	5	あり			В	図書館法、川崎市立図書館設置条例
17	教育文化会館及び市民館大ホールの優先 申請審査会	生涯学習推進課	10 以内	8	4	50.0%	0	0	2	23	3	あり			D	教育文化会館及び市民館大ホールの優先 申請審査会要領
18	川崎市地域教育会議推進協議会	生涯学習推進課	19	19	2	10.5%	0	0	1	23	3	あり			D	川崎市地域教育会議推進協議会設置要綱
19	川崎市社会教育委員会議	生涯学習推進課	20	20	6	30.0%	2	0	2	24	4	あり			В	社会教育法、川崎市社会教育委員条例、 川崎市社会教育委員会議規則
20	川崎市地域日本語教育推進協議会	生涯学習推進課	17	17	10	58.8%	0	0	2	24	3	あり	除外	(4)	(D)	川崎市地域日本語教育推進協議会設置要 項
21	川崎市家庭教育推進協議会	生涯学習推進課	18	18	11	61.1%	0	0	1	23	3	あり	除外	(4)	(D)	川崎市家庭教育推進協議会設置要綱
22	川崎市子ども会議推進委員会	生涯学習推進課	25 以内	19	3	15.8%	0	0	1	23	3	あり			D	川崎市子どもの権利に関する条例・川崎市子ども会議要綱・川崎市子ども会議推進委員会設置
_	指導改善研修審査会	教職員課	12人 以内										除外	(7)	(D)	指導が不適切な教員に対する人事管理シス テムに関する規則
23	読書のまち・かわさき事業推進委員会	指導課	なし	18	5	27.8%	0	0	1	23	3	あり			D	読書のまち・かわさき事業推進委員会設置 要綱
24	読書のまち・かわさき子ども読書活動連絡 協議会	指導課	なし	17	15	88.2%	0	0	1	23	3	あり			D	読書のまち・かわさき子ども読書活動連絡協 議会設置要綱
25	川崎市特別支援学校 再編整備検討委員会	指導課	なし	13	6	41.2%	0	0	3	22	3	あり			D	川崎市再編整備検討委員会設置要綱
26	教科用図書選定審議会	指導課	40人 以内	40	17	42.5%	0	0	1	22	8				С	川崎市教科用図書選定審議会規則
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			435	161	37.0%	9	3								
	教育委員会合計(審議会の数	牧;24)		400	140	35.0%	9	3								
選挙	管理委員会															
1	川崎市明るい選挙推進協議会	選挙課	16	16	3	18.8%	0	0	2	24	3	あり			D	川崎市明るい選挙推進協議会規約
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			16	3	18.8%	0	0								
	選挙管理委員会局合計(審議会	 :の数;1)		16	3	18.8%	0	0								
オン	ブズマン事務局															
1	川崎市市民オンブズマン専門調査員	市民オンブズマン事務 局	4	4	2	50.0%	0	0	1	22 23 23	11 3 5	あり	除外	(1)	(C)	川崎市市民オンブズマン条例、市民オンブズマン条例 に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関 する要綱

		4t	委	員	左の 女性	うち 委員	委員(公募	禾吕	任期	任期	満了	再任の	要綱に基づく除外の要			
No	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	現員 (人)	割合(%)	現員(人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	取り扱い	く除外の 件等	D要 F	区分	根拠法令等
2	川崎市人権オンブズパーソン専門調査員	市民オンブズマン事務 局	4	4	4	100.0%	0	0	1	23 23	3 4	あり	除外	(1)	(C)	川崎市人権オンブズパーソン条例、人権オンブズパーソン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会 等を含む合計			8	6	75.0%	0	0								
	オンブズマン事務局合計(審議会	会の数;0)		0	0	0.0%	0	0								
	合計(審議会総数;221)			3191	925	29.0%	223	105								

5 各局(室)区の審議会等における女性委員の参加比率分布

	局(室)E 名 女性委員 の参加比率		総務局	総合企画局	財政局	市民・こども局	経済労働局	環境局	健康福祉局	まちづくり局	建設緑政局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	上下水道局	病院局	交通局	消防局	教育委員会	選挙管理委員会	村 合 計 9	構成比 (%)
	100.0)%												1												1 (0.	5%)
	90. 0-99. 9)%																								0 (0)%)
	80. 0-89. 9)%												1		1								1		3 (1.	4%)
	70. 0–79. 9)%				1											1	1								3 (1.	4%)
	60. 0–69. 9)%				1							2			1	2									6 (2.	7%)
	50. 0-59. 9)%				3	1		2				1	1	1		2		2					3		16 (7.	2%)
	40. 0-49. 9)%		1		5	1		5	4					2	2	3	1	2					4		30 (13.	. 6%)
30	30. 0-39. 9)%	1	1	3	6	2	3	6	1			1	2	3	3		3	1	1		2		7		46 (20.	. 8%)
)	20. 0-29. 9)%	3	1	2	8	3	1	12	2	1		2	2	2	2		3				1		5		50 (22.	. 6%)
	10. 0–19. 9)%				2	3	2	15		1		2	1		1	1	1	3		1	1	1	3	1	39 (17.	. 6%)
	0. 0-9. 9)%	5	1		1	3	1	6	3		1		1						1			3	1		27 (12.	. 2%)
	うち 0.0)%	3	1			2	1	4	2				1						1			2			17 (7.	7%)
	合 計		9	4	5	27	13	7	46	10	2	1	8	9	8	10	9	9	8	2	1	4	4	24	1	221 (10	10%)
-	【女性の参	•加.	比率	35%	を満た	こして	いなし	ハ審詩	美会等	の数】											,			1			
	35%未満		9	2	5	13	10	6	37	6	2	1	5	5	3	5	1	6	3	1	1	3	4	14	1	143 (64.	. 7%)

注) 参加促進要綱適用除外の附属機関は計上していない。

*各局(室)区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、20.0%~29.9%の審議会等が50(構成比22.6%)と最も高く、審議会等の多くがこの範囲に集中している。

67

6 女性のいない審議会等 集計

	局(室)		審議会等名		選任時における男		目 標	
	问(主)		台 俄云守石	文に安員のいるい程田	女比への配慮(※	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	総務局		川崎市防災協力連 絡会	管理職級に女性が少ないため	3	推薦依頼の際に、審議会 委員の男女比に注意し、 推薦団体に対し、今年度 は女性の参画を依頼する よう配慮する。	"	"
2		危機管理室	討委員会	防災の専門分野に女性が少ないため	3	防災分野における女性委員について調査し、任用 に向け取組む。	"	"
3			門委員	平成元年当時女性の適任者がいなかったため平成元年に任命した2名の委員は、現在に至るまで引き続き任用していることから、地方自治法及び市の制度について知識が蓄積され、その実務に精通しているため。	2		平成22年度末をもって、地方自治法第174 条に規定する専門委員と しての法規担当専門委員 の設置を終了する予定で ある。	
4	総合企画局		備検討委員会	関係団体の代表に女性がおらず、また、専門知識を有する女性が少ないため、学識経 験者としても登用が難しい。	3	団体代表者の変更等による委員交代の際には、女性を推薦いただくよう配慮する。	る委員交代の際には、女	
5	経済労働局	労働雇用部	川崎市立労働会館 運営委員会	関係団体代表者の代表に女性の参画を要請 したが、紹介が得られなかったため。	3	推薦依頼の際に、審議会 委員の男女比に注意し、 推薦団体に対し、今年度 は女性の参画を依頼する よう配慮する。	1人増やす (10%)	1人増やす(10%)
6		部市場業務課	川崎市中央卸市場 取引委員会	関係団体代表者の代表に女性がほとんどおらず、委員の推薦があがってこない。	3			推薦依頼の際に、審議会 委員の男女比に注意し、 推薦団体に対し、今年度 は女性の参画を依頼する よう配慮する。
7	環境局	廃棄物指導課		廃棄物処理施設に係る専門的知識を有する 女性の人材が不足しているため	1	次回選任に備え情報収集に努める	選任時に1人増やす(16.7%)	
8	健康福祉局			町内会長等による充て職であり、女性が少 ない状況にあるため。	3	困難な状況にある。	困難な状況にある。	困難な状況にある。
9			川崎市休日急患診 療所 運営委員会連絡協 議会	関係団体代表者の代表に女性の参画を要請 したが、紹介が得られなかったため。	1	づくため、計画目標の立	推薦団体に対し、今年度	づくため、計画目標の立

			⇔	/ W	選任時における男		目標	
	局(至)区名	審議会等名	女性委員のいない理由	女比への 配慮 (※ 1)	平成22年度	平成23年度	平成24年度
10	0	地域医療課	川崎市救急医療情報システム運営委員会	関係団体代表者の代表に女性の参画を要請したが、紹介が得られなかったため。	1	づくため、計画目標の立	案に関しては困難な状況	委員の男女比に注意し、
1		地域医療課	川崎市小児救急医 療連絡協議会	関係団体代表者の代表に女性の参画を要請 したが、紹介が得られなかったため。	1		案に関しては困難な状況	委員の男女比に注意し、
1:	2 まちづくり 局	登戸区画整理事 務所	川崎市都市計画事 業登戸土地区画整 理審議会	委員10名中、8名の公募委員は選挙で選出し、2名の学識経験者については専門分野に女性が少ないため。	3	次期改選(平成25年 12月)に向けて、専門 分野の範囲や特定の職種 にこだわることなく人材 データベースを活用する 等、広く人材を求める工 夫を検討する。	n.	"
	3	施設保全担当		耐震診断等に実績のある専門家で構成して いるが、対象となる女性の建築構造士がい ないため	3			
14	4 幸区役所	企画課		学識経験者で専門知識を有する女性が少ないため、登用が難しい。	1	候補者選定の際に区長推 薦の枠を活用し、団体等 から女性の推薦を要請す る。		候補者選定の際に区長推 薦の枠を活用し、団体等 から女性の推薦を要請す る。
	5 上下水道局		その2工事に伴う 道路陥没事故対策 委員会	専門知識を有する女性が 少ないため、登用が難しい。	3			
	6 消防局	危険物課	川崎市危険物保安 審議会	危険物の保安に関する専門分野に女性職員 が少ないため、推薦団体に女性参加を要請 しても、紹介が得られないため。	3	推薦団体への依頼時における女性参画要請について、引き続き実施する。		推薦依頼の際に、審議会 委員の男女比に注意し、 推薦団体に対して、女性 の参加を可能な限り依頼 するよう配慮する。
1	7	救急課	川崎市救急業務検 討委員会	関係機関のポストに女性がいないため。	1	登用が難しいが、関係機	が構成されているので、 登用が難しいが、関係機	が構成されているので、

(※1) 1を「配慮した」、2を「配慮しなかった」、3を「その他」とし、3については、国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり専門分野や管理職級に女性がいない等、担当課の 取組みだけでは参加を促進できない事由がある場合を意味する。

^{*}女性委員のいない審議会等は、全部で17である(前年度14)。

^{*}女性委員のいない審議会等を持つ所管課の委員選任時における男女比への配慮度について、17の審議会等のうち「配慮した」審議会等は6(35.3%)、「配慮しなかった」審議会等は1(5.9%)、「その他」と回答した審議会等は10(58.8%)であった。

調査資料

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「男女平等かわさき条例」(平成13年条例第14号)の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

(対象)

- 第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 地方自治法第202条の3に基づく審議会等
 - (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
 - (3) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
 - (4) 要綱等に基づき設置された協議会等

(目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が2013 (平成25)年度までに、35パーセントとなるようめざすことを目標とする。

(局長等の責務)

- 第4条 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局並びに 市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教 育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の 長(以下「局長等」という。)は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、 前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に 努めるものとする。
 - (1)委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
 - (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ 幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
 - (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

(事前協議)

- 第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」(別記様式)に基づき、市民・こども局長と事前協議を行うものとする。
- 2 市民・こども局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知する ものとする。
- 3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付す るものとする。
- 4 市民・こども局長は、個人情報の保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

- 第6条 局長等は、市民・こども局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民・こども局長に提出するものとする。
- 2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。 (委任)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第3項及び第4項の規定については、附属機関等委員の委嘱日が 平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

審議会等の委員選任に係る事前協議書

平成 年 月 日

市	民	•	~	T.	も局	长	様
113	1		_	_	O /HJ	1	141

Ħ	月民・こ	. ども鳥	引 長	様												
													_		局	長
								<u></u>	斤管課	!名						課
								<u>担</u>	当者	名		F	为 線			
	川崎市審	議会等	等委員	への女性	生の参	加促進	要綱第	育5条に	に基っ	づき、審	議会等	の委員	選任に	こ係る事	前協議	髪を
行	テいます。															
	審議会等	争名								新規設 改選年	•	平	成	年	月	日
_	根拠法令	*等								再任の	取扱しつける		あ	ŋ	なし	
	区分		(%	現 状 値 改選時に言					選任う	予定 時に記入	.)	,		対後の選任 現・改選時		1
		定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち ^は (職務 指定:	(条) プラ	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)
	学識経験			<u> </u>					<u> </u>					<u> </u>		
委	団体推薦			 										 		
員	市民公募															
内	行政職員			 					!					1 1 1 1		
訳				1										1		
	合 計			i i i					! !					i i i i		
* E	目標値(女	ς性比≅	率 35%)を達成	えしない	ハ理由	、選任		の女性	上 比率 50	%未満つ	で現状	値より) 比率が	下がる	理由
* f	協議の経緯	津・結り	果 □]委員構成	えの改訂	E 🗆,	人材情	報の提	供 [改正	□その	他			
※ 這	選任におけ	ける課題	 9等													

審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

平成 年 月 日

局 長 様

以上のとおり、事前協議が終了しましたので、協議結果について通知いたします。

市民・こども局長

調査の実施に伴う留意事項

1. 調査の対象となる審議会等(第2条)

- (1) 地方自治法第202条の3に基づく審議会等
- ・市町村防災会議・民生委員推薦会・国民健康保険運営協議会・地方社会福祉審議会・土 地利用審査会・地方障害者施策推進協議会・公害健康被害認定審査会・損害評価会・地方 港湾審議会・土地区画整理審議会・建築審査会・開発審査会・介護認定審査会・精神医療 審査会・市町村国民保護協議会・地方独立行政法人評価委員会・感染症審査協議会・市町 村都市計画審議会・市街地再開発審査会・障害程度区分認定審査会
 - (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
 - (3) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
 - (4) 要綱等に基づき設置された協議会等

ただし、次に掲げる審議会等は、除外します。

- (1) 議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とするもの
- (2) 関係行政機関を含む行政職員のみで構成されるもの
- (3) 委員、相談員あるいは指導員間の連絡調整のために設置されるもの
- (4) 各種事業委託の委託団体として設置されるもの及びその委託団体により設置されるもの
- (5) 上部委員会と委員が同一で補助的なもの
- (6) 啓発事業や行事の実施団体として設置されるもの
- (7) 調査基準日(毎年6月1日現在)において審議会等が①未設置のもの、②休止中のもの、③審議会等が実在するが実際に委員が選任されていない状況にあるもの
- (8) その他、協議の結果、調査の対象外とみなされたもの

2. 専門委員における女性委員比率の解釈

専門委員については、女性の委員比率を次のように解釈しています。 当調査においても、この解釈に即した記入をお願いします。

所管する専門委員が複数いる場合には、その総数に対し、最低でも 35 パーセントを女性委員とするよう、そして、最終的には男女ほぼ同数となることをめざします。

川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票(様式1)

記入所管課名	E	部	担当	
心人的自体有	<i>/</i> EJ	課	内線	()

【記入に関する留意点】

- * 各課で所管するすべての審議会等について提出をお願いします。
- * 設置根拠規定(関係条例・要綱等)及び委員名簿をあわせて提出してください。
- *地方自治法第174条の専門委員における女性委員比率の解釈については、別添「留意事項」を参考に、あてはまる部分の記入をお願いします。
- *会長・副会長の性別及び人数については、上段は平成21年6月1日現在、下段は平成22年6月1日現在の内訳を記入して下さい。
- *副会長等が複数いる場合には性別と人数を記入してください。

※ 国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり、 専門分野や管理職級に女性がいない等、担当課の取組 だけでは参加を促進できない事由がある場合には「3.そ の他」を選択し、下段にその旨を記入して下さい。

					地方自治法による根拠	会長	副会長	委	員	左(女性	のうち E委員	委員公	員のうち 募委員	任期	現委員	の任期	再任の 取扱い (いず	特記事項	担当課として、選任の際に男女比に
	No.	審議会名	所管課	根拠法令等	による根拠 (いずれか に〇)	(性別)	副会長 (性別)	定数(人)	現員(人)	現員(人)	割合 (%)	現員(人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)	年月日から	年月日まで		(解消の 有無等)	担当課として、選任の際に男女比に配慮したか(いずれかに〇)
					А В												有	新規	1. した 2. しなかった
	1				C D												無	極机解消	3. その他↓
					А В												有	新規	1. した 2. しなかった
	2				C D												無	継続解消	3. その他↓
1 _					АВ												有	新規	1. し た 2. しなかった
	3																	継続	3. その他↓
					C D												無	解消	
	4				А В												有	新規継続	1. した 2. しなかった 3. その他↓
	•				C D												無	解消	3. 60 13 7
					А В												有	新規	1. した 2. しなかった
	5				C D												無	継続解消	3. その他↓
					А В												有	新規	1. した 2. しなかった
	6				C D												無	継続解消	3. その他↓
					А В												有	新規	1. した 2. しなかった
	7				C D												無	継続解消	3. その他↓

ហ

女性のいない審議会等の参加促進計画 (様式2)

記入所管課名	E	部	担当	
記入別目詠石	le)	課	内線	

				祖禾昌の			女性の参加促進計画	
No.	審議会等の名称	所管課名	任期 (年)	現委員の 任期満了	女性のいない理由	平成22年度	平成23年度	平成24年度
			,	年月日		目標	目標	目標
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8					-			
9								
10								

_

2010 (平成 22) 年度 川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

2011 (平成 23) 年 1 月発行

所 管: 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

男女平等推進担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話:044-200-2300